

会議録

会議の名称	西東京市子ども子育て審議会（仮称）子ども条例検討専門部会 第10回
開催日時	平成30年4月23日（月曜日）午後2時30分から午後4時20分まで
開催場所	西東京市民会館3階 第5会議室
出席者	部会員：荒牧部会長、早乙女部会員、菅野部会員、長倉部会員、浜名部会員、林部会員、保谷部会員 部会員外委員：石原委員 事務局：子育て支援部長 保谷、子育て支援部参与兼子育て支援課長 飯島、保育課長 遠藤、子育て支援部主幹（保育課） 岡田、児童青少年課長 原島、子ども家庭支援センター長 日下部、子育て支援課長補佐 渡邊、児童青少年課長補佐 國府方、子ども家庭支援センター 金谷、子育て支援課調整係 栗林、八巻 欠席者：古川部会員
議題	1 報告 (1) 「みんなでつくろう!!子どものためのルール」について 2 内容 (1) (仮称) 子ども条例に盛り込む内容について ・ (仮称) 西東京市子ども条例の要綱案（素案）について 3 その他 次回の専門部会について
会議資料の名称	資料1 「みんなでつくろう!!子どものためのルール」について（報告） 資料2 (仮称) 西東京市子ども条例の要綱案（素案） 資料3 子どもの権利擁護委員 相談・救済の流れイメージ図
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>1 報告</p> <p>(1) 「みんなでつくろう!!子どものためのルール」について (資料1について事務局から説明)</p> <p>○荒牧部会長： 出席した部会員からも報告をお願いしたい。</p> <p>○林部会員： 進め方や進行表は事務局が丁寧に作ってくれたので非常によかった。 参加した子どもたちには前回の部会で示されたA3版1枚の「『(仮称) 子ども条例』ってなんだろう？」と要綱案（素案）を配って見てもらった。グループワークでは各グループに1人ずつ児童館職員又は事務局職員が入って進めてもらった。 条例の説明では「『(仮称) 子ども条例』ってなんだろう？」を使ったが、今後子ども向けに易しくしたものが必要だろう。どう分かりやすく伝えていくのが課題だと思う。 内容は事務局の報告のとおりで、雰囲気的にはよかったと思っている。同じグループに同じ学校の子が集まっていてそれぞれ特色があった。要綱案に個別的に踏み込んだグループもあれば、全体的に見たグループもある。参加した子どもは自分の関心のあることを自由に発言していたのでよかった。 資料1の2ページ中ほど「おとなはいじめの有無を気にしているが、内容はあまり気にしてくれない」とか、その上の「【良いと思ったところ・共感したところ】」の「*居場所に</p>	

ついて」に地区会館等の記載があるが、付箋には「地区会館は当日行かないと使えないので予約ができるようにしてほしい」と具体的な意見があったりとか、それぞれ思っていることがあるがどこに言えばいいのか分からないと言う小学生もいた。ほかにもおとなが全然話を聞いてくれないとか、おとなは自分に甘いとか、いろいろな意見があった。

当日は教育長や校長先生のほか傍聴の方も含めておとながたくさんいて、もしかしたら子どもたちは発言のときにおとなの目を気にしていたかもしれない。その場で言えなかったことはアンケートに書くように促したが、気にはなっている。

それでも引率を含めて先生方が来てくださったのはすごくよかった。（仮称）子ども条例とはどういうもので今何をやっているのか知っていただけたと思う。今後学校の中でどうやって子どもたちに教えていくのか、あるいは教師同士で学んでいくのかはこれからの課題になると思うので、その前のワンクッションになれたかと思う。

○保谷部会員：

わたしは、思ったより話が進んでいるという感想を持った。中高生は問題意識を文脈から捉えられるという点が明らかに小学生と違っていた。小学生はファシリテーター役の児童館職員が話を引き出していたのだろうと思う。特に5年生グループはきちんと取り組めた発言がされている。6年生グループの話があまり深まっていなかったのは、6年生ということもあってある程度自主性に任せて話をさせたのだろう。あの6年生が特別なのではなくて、実際にみんなそこまではっきり子ども条例に対する意識を持っていないのが現実なのだと思う。

当日はいきなり子ども条例ありきで話が進んだが、話の骨組みとして今なぜこの条例が必要なのかという話をするべきだったと感じている。子どもたちは「子どもが安心して安全に育てられるのは当たり前のこと」という感じだった。でも実際にはそうではないご家庭もある。それから「子どもの権利、子どもの最大の利益とは何だろう」といっていた。そして「この条例ができたなら何をしてくれるんだ」とすごく疑っていた。その辺をしっかりと話すことが必要だったのかなと思った。

○荒牧部会長：

資料1の2ページ、グループ2の【少し違うと思うところ】は、ひとりの人の意見か。

○事務局：

いくつかの意見をまとめて書いてある。

○荒牧部会長：

「。」ごとにそれぞれ違うと考えていいか。

○事務局：

そうである。

○保谷部会員：

子どもたちが出したキーワードとして、「わたしたち」とは何者か、虐待・貧困・最善の利益とは何か、寄り添うとはどういうことなのか、あと、子どもの意見表明とは何を指しているのか、子どもの権利擁護委員とは何者で何をするのか・してくれるのか、というあたりは共通していろいろなグループで意味が分からないと出ていた。

○荒牧部会長：

いろいろな声は、条例の規定に反映させる部分と、計画に関わる部分と、計画に基づく具体的施策・事業に関わる部分と、より実践的な部分の4段階くらいに分けられると思う。

我々は、条例の規定に反映したほうがいいのか、どう反映できるかということを中心に、あとは計画と計画に基づいた施策事業等で必要かどうかを見分けられるようにしていく。

この意見交換会について質問・ご意見はあるか。

○石原部会員外委員：

2ページの3行目に「・「権利には義務がともなう」というが、赤ちゃんは何もできない。」とある。権利と義務はワンセットではなくそれぞれ独立したものであるから、この意見はもっともだと思った。この条例の中で権利には義務が伴うと言っているのか。それとも発言がどこかで教えられてきたということか。

○保谷部会員：

それはたぶん子どもが権利には義務が伴うという学習をどこかでしたんだと思う。だから条例には書かれていないが、子ども自身が権利と義務をセットにして話したと捉えた。

○荒牧部会長：

条例では、権利には義務を伴うという考え方はとっていない。

ほかにご意見はあるか。

(なし)

○荒牧部会長：

では、全般的に分かりづらいとか、保谷部会員から共通のキーワードとして出された部分で条例の規定等に反映できるものにより配慮しながら、小学生高学年からある程度理解できるような分かりやすい条例を目指す。その上で、子ども向けの広報のあり方を検討してもらうことになると思う。小学校低学年・小学校高学年・中高生向けの3段階のパンフレットを作っている自治体もあるが、条例の規定のままでもできる限り分かりやすくしていくことが必要だろうと思う。

林部会員は、土曜日の意見交換会で出た意見の中で特に検討してほしいところはあるか。

○林部会員：

「子どもにかかわるおとなは」に対し、子どもにかかわっていないおとなは何もしなくていいのか、という意見が出ていた。「子どもの権利」も、大人になったら関係ないのかということがあった。それが検討の候補の部分になるかどうかは分からないが、子どもに伝えていくときには気をつけないといけないだろう。

○荒牧部会長：

ここは難しいところで、とりあえず「子どもにかかわるおとな」としている部分もある。それも合わせて検討していただければと思う。

2 内 容

(1) (仮称) 子ども条例に盛り込む内容について

・ (仮称) 西東京市子ども条例の要綱案(素案)について

○荒牧部会長：

資料2には4月18日の段階で事務局に届いた声やあらためて要綱案を見直して修正した部分を示してある。表現として改められる部分、子どもたちの声という形で反映できる部分の意見をいただければと思う。

最初の要綱案文以外で書いている部分は解説などに反映させるものである。はじめに「西東京市の子ども」がいつそう自分らしく笑顔で生きていく」としているが、いつも笑顔というわけでもないので、解説では「笑顔で」を除いて「自分らしく生きていく」とする。また、先ほど保谷部会員が提起された「なぜ条例を作るのか」ということを意識して解説に入れてもいいかなと思った。

前文は、3つ目の「構成員」という言葉が分かりづらいので「一員」とした。

マイノリティに対する配慮はあらためて検討したが「困難な状況にある子どもたちや多様な背景をもつ子どもたち」とし、あとは「すべての子ども」と強調することにしたい。

乳幼児については今回加えた。乳幼児も権利の主体であることを強調する。国連子どもの権利委員会が一般的意見で述べている文章をそのまま入れている。いきなり「自分の権利を行使する資格を」と出てくるのも変なのでその前の文に「その人格や権利が」と入れた。

「子どもは、自分の意見を自由に表明する」の文の「自分にかかわる」とは非常に広い意味なのだが、政府は子どもの権利条約第12条の意見の尊重という原則を非常に個人的な領域に捉えた報告書を出していて、これは国連子どもの権利委員会やほかの国の捉え方と随分違っている。そういう問題があるので、敢えて「まちづくりなど」と入れた。

次のところも敢えて広く捉えられるように「思い」の中に入るが「思いや考え」とした。

「等」は「など」に、「及び」は「・」にした。これは法制部局から意見が出るかもしれないが、敢えてそうしているんだと事務局に頑張ってもらえればと思う。

1 総則は、1) 目的の「子どもを含む市民」は少し変だったのですっきりさせた。

2) 言葉の意味のところはより分かりやすくということで「居住」とか「職場」というよりは「住んでいたり、学んでいたり」としている。

3) 市やおとなの役割の(1)では、敢えてもう一度ここで「すべて」というのを強調している。(2)のアは2章と整合性を保つということと、「努めること」という規定は「しなければならない」という意識を求められるので、2章にあるような「必要な支援を受ける」という基本的な考え方を入れた。

2) 子どもの生活の場での支援と支援者への支援で、1)の(3)は関係者や市民が必ず協力しなければならないと読まれると困るので、あくまでも「必要に応じて」と強調した。

2)の(3)も、保護者や市民が育ち学ぶ施設の協力義務を課せられていると読まれると困るので、「対等な立場で」と敢えて入れて、それぞれの役割を果たしながら育ち学ぶ施設が子どもの健やかな育ちの場になるようにした。

3) 子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進は、前文に乳幼児のことを加えたのでそこと同じように、2)を「いじめなど」として「いじめその他の権利侵害」と少し広くしている。「など」は国連を挙げてずっと取り組んでいる体罰も含めた子どもに対する暴力防止を念頭においている。

4)の(1)は、「保持しつつ」より「保ち」の方が分かりやすいだろうと思い変えた。

7)はもっぱら子どもが対象だったが、市民が子どもの権利について理解しないでもいいのかという声もあったので、「子どもをはじめ市民が理解し」とした。

4) 子どもの相談・救済は、権利擁護委員のことを条例の規定で分かりやすくするのはなかなか難しい。1)の(1)では、権利擁護委員が独立してあることを誤解されると困るので、その独立性を尊重していく意味で「市長の附属機関として」を削除した。ただ、今の国

内法では地方自治法が根拠になるので、解説では「地方自治法上は市長の附属機関」とする。

5 子ども施策の推進と検証の1) 推進計画の(2)の「子どもを含めた市民」は少し変なので「子どもをはじめ市民の」と変えて子どもを強調した。

内容的に付け加えたことで新しく検討してもらいたい部分は、前文に乳幼児のことを入れる部分と 3 子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進 で「いじめなど」として少し広めにした部分で、ほかの部分は制度的により分かりやすい表現にしたところである。

この要綱案には土曜日の子どもたちの意見は全く反映していないので、あらためて先ほどの議論と林部会員・保谷部会員から提起のあったことを含めて検討をしていきたい。

まず、前文はいかがか。

○早乙女部会員：

「その発達しつつある能力に応じて」というのは誰が決めるのか。例えば私のスポーツクラブでは、未就園児とかは保護者が一緒ではないときは参加できない。そういう場合、公平性という点で保護者いることで与えられる権利が影響を受けるのではないか。子どもの意見表明にもおとなの意見が強く入ってくる可能性が高いと思うが、どう捉えたらいいか。

○荒牧部会長：

いかがか。ここは国連子どもの権利委員会が述べていることをそのまま入れることによって、いろいろ意見が出たときに、国連子どもの権利委員会が提起していることだという形にしようという考えがあった。この条例の前文全体を見れば「発達しつつある能力に応じて」とはできるだけ乳幼児も権利行使ができるようにしていくという趣旨だととれると思うが、早乙女部会員が言うように非常に限定的に捉えられる可能性は無きにしも非ずである。例えば16歳、17歳と全く同じ権利行使の資格を有しているとは言い難いだろうということでこういう表現がついている。国連の子どもの権利条約12条の子どもの意見の尊重にも「その意見を形成できる能力のある子ども」という言葉がついているが、実際の解釈運用だとそれはほとんど意味を持っていない。いわゆる乳児も知的な障害がある人も含めてみんな意見や自分の思い、考えを表明する権利を有しているが、どのように尊重するのかはそれぞれの段階に応じるという理解になっている。

○早乙女部会員：

そのまま「これは国連の何々に基づく。」という表記ではまずいのか。

○荒牧部会長：

解説ではその説明を入れようと思っているが、国連子どもの権利条約という言葉は前文の最後に出てくるので、そこにその言葉をもってくると、整合性がとれなくなる。

敢えて乳幼児を入れたのは、どの自治体でも条例が主に学齢期を対象にするように読まれることがあって乳幼児期の子どもをどう考えるかがよく議論になるので、敢えて前文で乳幼児と出して、「子ども」とは生まれてから18歳未満の子どもをみんな対象にしているということを出しておきたいという意図である。いかがか。

○菅野部会員：

全部を考えれば乳幼児が含まれているのは分かる。敢えてここだけ強調しているような見方になってしまうように感じる。

○保谷部会員：

子どもというのは乳幼児を含むと考えていた。強調しないと乳幼児が置いていかれてしまうということだが、それも含めての子どもなのでどうなのかと思う。

○荒牧部会長：

「子どもは、一人ひとりが人間として」というあとに入れているのも、当然乳幼児も含んでいるというのを強調しているのだが。敢えて入れる必要があるのか、これはご意見があると思う。いかがか。

○保谷部会員：

この部分だけ狭義になってしまう感じがする。一応ここでは「子ども」ということで一つのくくりをつけているから、乳幼児も確かに大切なことだがそれを包括して「子ども」の方が分かりやすいと思う。

○浜名部会員：

今、始まりの部分を議論しているが、18歳未満までとはどこかに出てくるのか。

○荒牧部会長：

定義のところで出てくる。

○浜名部会員：

条例だとよく対象者の資格とか範囲を限定するようなつくりをするが、この条例はそういうのはあまりなじまないと思う。

○荒牧部会長：

これは議論になるところである。条例普及のパンフレットも基本的には学齢期の子どもたちを対象にしたものになり、乳幼児期となると絵本とか紙芝居とかで親を含んだ広報普及となってくるので、尚更乳幼児をここで出しておくのも一つのやり方かなと思う。

○浜名部会員：

強調するかしないかということだろう。子どもとは18歳未満のすべての人と定義しているから、これを読めば確かに赤ちゃんも入ると分かるが、皆さんの中で、敢えて西東京市の場合乳幼児も前文でうたうか、そうしないかということだろう。

○長倉部会員：

私は、この文言をそのまま使うかどうかは別にして、乳幼児を特化させるのはいいなと思った。児童養護施設は2歳から18歳までが対象で、来る子たちにも子どもの権利ということをかなり教えるのだが、子どもは対象だいいながら「子どもの権利ノート」というものは小学生以上にしか配られないし読めない。勿論読めない子には職員が分かりやすく教えたりするが、そこに何も無いのは違和感とか寂しさがある。だから、特化させるという意味でここに「乳幼児は」と入るのはいいと思う。

○荒牧部会長：

林部会員はいかがか。

○林部会員：

私は西東京市の状況はいまいち分かっていないので。長倉部会員の話を踏まえればここをきちんと配慮しているということを見せることは大事だとは思う。障害を持っているとかLGBTとかの話のときに「困難な状況にある子どもたちや多様な背景を持つ子どもたち」としたところの中で、乳幼児をどう打ち出すのか、前文ではなくて言葉の意味のところに入れるとか解説で書くとかというのはあるだろう。胎児はどうするのかという話も出そうだ。

○保谷部会員：

こういう前文はぱっと見て分かりやすいものが多い感じがする。そうすると異種なものが入るよりは「子ども」で統一されている方が分かりやすいかなという気がする。

それともう一つ、敢えてそこまで言わなくても西東京市民がそのことをしっかりと把握できるくらいの市にならなくてはいけない。「子ども」といったらそこまで含むということが分かるようになっていくことが大事なのかなと思う。そうでないと先ほどの「多様な背景を持つ子どもたち」とかもわざわざ一つ一つ言わなくてはいけない。

○荒牧部会長：

これはいわゆるマイノリティとは違った側面だと思う。一般的にこういう条例の対象が18歳未満といいながらどうしても乳幼児を含むように思われなところがあるので、敢えて強調するか、解説で説明するかというところだと思う。

○長倉部会員：

土曜日の会に参加した子どもが「『子どもは』ってまるで自分たちを馬鹿にしているみたいに見える」という話をしていて。マイノリティを特化させるということはそういうところも少しあるかなと思って「すべての子ども」とする案の意見を出したが、乳幼児に関してはそういう差別的なものではなくて特化をさせるという意味合いでありかなと思う。条例はできるだけ文章が少ない方がいいので2行増えたのを減らすことも大事な視点だと思うが、これは黒ポチが増えるわけではないのでいいのではないかと思った。

○荒牧部会長：

なかなか難しいところだ。一人ひとりが大切にされるというところの強調になっている。特に乳児は保護する対象という意識が強い状況の中で敢えて権利を行使するという部分の強調にもなっている。こう入れておくとその後の議論の展開はしやすくなると思う。

早乙女部会員が言われた、発達しつつある能力に応じてとはどういうことなのかというのは、考えてもらうことにすごく意味があって、自分がおとなとしてどう関わっていけばいいのかを考えるきっかけにはなると思う。

入れる場所としてはここ以外にはたぶんないと思う。

多数決をとるわけにもいかないなので、次回までペンディングとする。少し考えていただいてよりいい方向があれば提起いただきたい。

○浜名部会員：

1の2)言葉の意味「18歳未満のすべての人」の前の「住んでいたり、学んでいたり、働いていたり」で年齢の大きい人をイメージしてしまうので、例えば選択肢の一つとして「乳児から18歳未満のすべての人」とここに入れるとかすると、乳幼児という言葉を入れられなくもないかなと思う。

○早乙女部会員：

「子ども（乳幼児を含む）」などとすると、印象が弱くなってしまふのか。

○荒牧部会長：

そういう括弧の使い方はあまり条例では見ない。そうであれば浜名部会員が言ったように、定義の部分で終わらせる方がきれいになる。

ここは皆さんにもう少し考えていただくということにする。

子どもの意見で前文の「わたしたちは」は何を指すのかというのが出ていたがいかか。

○保谷部会員：

子どもは「わたしたちは」は子ども以外の全てのおとなたちなのか、それとも子どもにかかわるおとなたちなのか、子どもも含めたすべての人なのかははっきり分からないと言っていた。かかわらないおとなにこの条例は通用しないのかということも言っていた。

○荒牧部会長：

「わたしたちは」は子どもを含めて皆でということである。

確かに「子どもにかかわるおとなは」だと「子どもにかかわらないおとな」はいいのかという意見は当然出てくるだろう。「子どもにかかわるおとなは」は「おとなは」にするか。

○保谷部会員：

こども「わたしたち」で言葉の意味に書けないのか。子どもにかかわるおとなはとか限定すると、子どもだって子ども同士でかかわりを持つし、やがて大人になっていく。

○荒牧部会長：

前文の「わたしたちは」は置いておいて、少なくとも「こどもにかかわるおとなは」は「おとなは」にするか。子どもとおとなを対時的にする意図ではない。西東京市が子どもをどう捉えて育ちを支えようとしているのかが分かるようにしたい。「わたしたちは」というのを定義するのもあまり聞いたことがない。

○保谷部会員：

子どもにかかわらないおとなもやっぱり子どもに寄り添いながら子どもたちの育ちを支えるということであれば、わざわざ「子どもにかかわる」といわない方がいいと思う。

○荒牧部会長：

では「子どもにかかわるおとなは」は「おとなは」とする。

○菅野部会員：

「わたしたちは」でいいのではないか。

○荒牧部会長：

子どもに寄り添いながら子どもの育ちを支えることを、子どもも含んで「わたしたちは」というのは難しいかと思う。

ここは、おとなにはいろいろな役割があるがおとなの在り方を全部書くわけには行かないので、特に「寄り添いながら」というキーワードと「子どもが安心して思いや考えを十分に伝えられるようにしていく」ことを書いている。

ある自治体は、機会があるたびにそこで前文を読んで子どもたちに伝えたり、子どもたち同士が前文を読んだりしている。保谷部会員の小学校で読んだときに全然伝わらないと思われる部分はどのへんか。この前のアンケートではそれなりに理解してくれていたと思うが。

○保谷部会員：

あのアンケートとちょっと違ったなと思ったのは「わたしたちは」とかこのあたりでひっかかるというところだ。ちなみに中学生あたりがひっかかっている。

○荒牧部会長：

これは、説明したときも理解しづらかったか。

○保谷部会員：

説明すればすぐ分かるのではないか。

○荒牧部会長：

では、ほかのところを含めていかがか。「第一義的」も「第一」に変えるか。「考慮される」も分かりづらいか。

○保谷部会員：

たぶん「利益」が、子どもなのでまだ「不利益を被る」ということが分からない。

○荒牧部会長：

国連の子どもの権利条約の4つの一般原則の「最善の利益」というのも理解しづらい。分かりやすくするととなると「子どもは子どもにとって最もいいことは何かというのを第一に考えてもらえる」となるが、そこまで砕くと、全体をもうちょっと砕かないといけない。

○保谷部会員：

条例は一番の大本となる部分なので、子どもたちに全て理解されなくても、その中で例えば「子どもの利益」とは具体的にこういうことを指すとかいうものを出してあげればいい。それでないと網羅できなくなってしまうと思う。便宜上「一義的」という言葉が必要なら、おとなたちが分かればいい。子どもたちはその具体を知ればいいので、そのあたりを分けて考えないといけない。

○荒牧部会長：

そうすると「第一義的に」という方が条約等の関連などを説明はしやすくなるので、保谷部会員のいうように、具体的に何をに指すのかとは子どもに対する広報や解説で丁寧に説明するというかたちでよろしいか。

(異議なし)

○荒牧部会長：

では、1 総則の子どもの定義のところを前文と検討したい。

○浜名部会員：

1の3)の(2)に「子どもに関わるおとな」と出てくるが、ここもとるようになるか。

○荒牧部会長：

これは見出しに関わる部分で、最終的には3)の「市やおとなの役割」が見出しに入って、四角の中の市の役割とかは見出しにも入らないと思う。

○浜名部会員：

「おとな」がそのあとにもいろいろな形で出てくるが、特に矛盾は出てこないのか。

○荒牧部会長：

そう思う。いずれにしても「こどもにかかわる」という部分は全体的になしにする。2で付け加えた部分はいかがか。

○保谷部会員：

私は賛成である。子育てをしている保護者の方たちは第一義的に責任を負う自覚は持っている。それでもできないという現状はあるわけだから、それを関係機関が支援していくということが書かれているということが強みになると思う。

○荒牧部会長：

3の2)を「いじめなど」と広げたところについてはいかがか。

○菅野部会員：

などは入っていいと思う。見ている子どもたちもそれに関わっているのと同じだとか、いじりとか、いろいろ広い範囲でいじめは起きている。「など」をつけて子どもに説明するときにはそこを説明していけばいいと思う。

○保谷部会員：

いじめその他の権利侵害ということで、体罰とか不適切な指導とか、子どもを取り巻く権利侵害は実際にはむしろいじめの方が少ないわけで、ほかのものがいっぱいある。

○荒牧部会長：

まさしく不適切な指導とかそういうことにちゃんと対応しますとした方が子どもたちにも伝わるのではないかと思う。

○菅野部会員：

いろいろなことが起きる世の中があるということも含めて「など」としておいて、説明するときにはいろいろ話していけばいいのではないか。

○浜名部会員：

ここにマイノリティも含むとおっしゃったか。

○荒牧部会長：

ここには含めていない。あくまで権利侵害ということである。

○浜名部会員：

では先ほどの「すべて」に入っているということで承知した。

○荒牧部会長：

では次に3の4)と7)のところについてはよろしいか。

(異議なし)

○荒牧部会長：

4 子どもの相談・救済の1)の(1)は、条例の規定で市長の附属機関と言ってしまうと、市長の下であれこれ動くように思われいらぬ誤解を招くということで、規定としてはあくまでも「市は権利擁護委員を設置する」として、4) (1)「擁護委員の独立性を尊重し、その仕事を積極的に支援すること」との整合性を保ちたい。

5 子ども施策の推進と検証は、「子どもを含む」というのは変なので「子どもをはじめ」とした。子どもたちとの意見交換での活かされるってどうやって活かすのかという意見はもっともなことだが、これを条例の規定に反映させるのはなかなか難しい。あくまでも活かされるよう努めるというしかないかなと思う。林部会員から子どもたちの意見も入れて何かあるか。

○林部会員：

ここはこう書くしかないと思う。今回は子ども会議とかを作るわけでもないので、ここできちんと計画を立てて体制をとってやっていくというのを子育て・子育てワイワイプランできちんとやってもらうしかない。それが子どもからワークショップで出ていると伝えるというのは大事だと思う。

○荒牧部会長：

全般的に、表現とか項目を検討するところを条例の要綱案として出すときには、要綱案なので「こと」を入れているが、「こと」をとってです・まず調にすれば条例の規定になるような文章に一応している。

それから、先ほどの保谷部会員の指摘のように、解説である程度明確にしたり意味を示す。解説では行政の方が今後制度設置や施策をとったり、市民がこの条例を理解したり、子ども自身が条例を理解するときに必要な部分をできる限りいれていく。解説については次回の部会の前までに皆さんに送るようにしたいと思うので、そこでもっと入れるべきこととか、分かりにくいとかいう検討をしていただいて次回に臨みたい。

条例の要綱案で、もっと検討したほうがいい点などはあるか。次回もう一度、より分かりやすい条例になるところがあれば検討したい。

行政の皆さんは施策や事業展開をするときに分かりづらい表現とか、これまでの西東京市の条例の表現の違いとかをあらためてチェックしておいてほしい。

その上で次回にこれで行きますというのを確定したい。

○林部会員：

前文で「西東京」となっているのは「西東京市」でなくていいのか。

○荒牧部会長：

敢えて西東京にしたのだがそれが曖昧になるということであればまた検討したい。

もう一つ諮問事項として条例の検討に際し配慮すべき事項についてというところがあって、これは次回に文書として出したいと思っている。

この専門部会は、子どもの現実の思い・願いや、子ども施策・行政の状況、園・学校等の子ども関係施設や市民・NPOの取り組みの成果をベースにしながら、総合的な条例をつくるということで検討してきた。市でさらに条例を検討するに際して、1番目としては条例の活用を視野に入れた市民への情報提供と広報の機会をちゃんと設けること、とりわけ、子どもに対して丁寧に情報提供や広報を行なうこと。

2番目には、行政で制定過程を通じて、子どもにかかわる施策・事業を連携協働して総合的にすすめるということをしてほしい。

3番目には、ここでも条例制定後の制度設計や施策を想定しながらやっているが、条例案文の検討をいっそう条例の効果的な施行、つまり制度設計とか施策を進めるということを想定しながらやってほしい。

4番目は、得に「4 子どもの相談・救済」の部分と「5 子ども施策の推進と検証」の部分については規則を定めて、具体化してほしい。

5番目は、条例を効果的に実施するために人と予算を含め具体的な手立てを講ずるようにしてほしい。

6番目は、条例の制定および実施において市民・NPO等の参加や連携・協働をいっそうすすめてほしい。

7番目には、規定を「です・ます調」をはじめとして、子どもをはじめ市民にできるかぎり分かりやすく、親しみやすい文章にしてほしい。

以上のような7項目で、もう1つ、子どもに分かりやすい広報をするようにという項目を敢えて入れるかどうかと言うこともあるが、そのくらいを考えている。これも事前に文章にしてこういう項目でどうかということを送る。もっと挙げたほうがいいこととかもっと強調することがあれば、重なっていてもいいので、出していきたい。

○林部会員：

土曜日のワークショップを経て、学校の中でどのようにこの条例を扱っていくのかは大事なことだと感じている。それが広報・啓発にも関わるし、教員向けの研修というところもあると思う。子どもにかかわる職員とするのか、役所の職員全員なのか、そこ向けの研修等々をどうしていくのかというところは検討が必要だろうと思う。

○荒牧部会長：

この部会では、保護者に対する支援をより具体的にしていかなないとなかなか難しいだろうというのはこの間強調されていた。職種を項目としてあまり具体的に上げていなかったのだが、具体的にあげたほうがよければあげておく。保谷部会員はいかがか。

○保谷部会員：

林部会員がいったように、学校関係、保護者、子どもの三者にどう浸透させていくかがとても大事で、研修で済むのかどうなのか、条例を子どもたちが知らないのもどうなのかという感じがするので、西東京市として学習させていくことも必要かなと思う。

○荒牧部会長：

ほかはいかがか。

○早乙女部会員：

前に、イベントのようなものやってPRするという意見もあった。単発でポーンとやる

のもいいが、学校は行事も多くて土曜日も学校公開とかで忙しくてイベントの日に参加できなかったりする。前に防災訓練を学校公開の日に合わせてやらせてもらったこともあったので、学校公開の日にはPRをさせてもらおうとか、学校や教育委員会の協力も得てすすめていくのが、地味で大変かもしれないが一番ベターなのかなと思う。

子どもは、学校行事じゃなくて地域の人も来ているとか、取組がちょっと普通と違うようなところから入ってくる情報をすごく覚えているので、そういうことも必要なのかなと思う。

あと障害者の人も、先日わたしのスポーツクラブで2歳から91歳までの人と障害者の人が集まって同じ体育館の中でやるのがいいPRになって、そのときにふと、ここでPRしたら結構いいかもと思った。

最初は浸透しなくても、いろいろなやり方で細かくたくさんやった方がじわじわと着実に広がっていくと思う。

○荒牧部会長：

条例をいかに浸透させるかということを一項目作って入れて、保護者・学校関係者含めていかに浸透させるか検討してほしいというものも入れるとしておきたいと思う。

ほかにいかがか。

○長倉部会員：

うちの施設はホールがあって、地域開放とかもしていきたいと考えている。そこで広報活動をしたり、うちで夏祭りとか地域の方を呼んでやるときにイベントの一つとして入れていくような方法だと、わざわざ条例のためにイベントを作るよりやりやすいのかなと思う。

○荒牧部会長：

ほかはよろしいか。

○林部会員：

名称の議論はどこかですか。

○荒牧部会長：

条例の名称は「子ども条例」するのが一番無難かなと思っていた。

子どもの権利擁護委員については、そこに行ってみようというときに「子どもの権利擁護委員」というのは行きにくいと思うので子どもたちに愛称を募集することになると思う。ただ、名称は無難にと考えていたのだが、何かご意見はあるか。

○林部会員：

特にあるわけではないが、一応アンケートをとっていたので。

○荒牧部会長：

もし思いついていいものがあったらまた検討したいと思う。

3 その他

次回の専門部会について

○事務局：

本日、資料3として子どもの権利擁護委員 相談・救済の流れイメージ図をお示ししている。3-2は土曜日に子どもたちへの説明のときにも使ったものである、この流れを見て分

かりづらいとか、こういう説明が入った方がいいとかご意見があれば、事務局へお寄せいただきたい。

次回の会議は、5月14日（月）午後7時から、田無庁舎5階503会議室で開催する。

○荒牧部会長：

次回が最終回となる。5月25日に予定されている審議会があって、そこで私たちが検討したところを報告して、答申をしてもらうことになっている。それでは、本日はこれで終了する。

閉会